

平成29年5月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成29年(ホ)第200号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成28年(ワ)第6575号)

口頭弁論終結日 平成29年3月10日

判 決

東京都中央区晴海1丁目8番10号トリトンスクエアX棟

控 訴 人	C F J 合 同 会 社
同代表者代表社員	C F J ホールディングス株式会社
同職務執行者	浅 野 俊 昭
同訴訟代理人支配人	黒 川 國 利

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	西 尾 剛

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 なお、原判決主文1項は、被控訴人の請求の減縮により、「控訴人は、被控訴人に対し、432万9259円及びうち334万2166円に対する平成28年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」と変更されている。
- 3 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、242万3339円及びうち197万3130円に対する平成28年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員

を支払え。

(3) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

(4) 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) なお、被控訴人は、当審において、主文2項のとおりに請求を減縮した。

(3) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が貸金業者である株式会社ユニマットライフ及び同社を吸収合併した控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、次のとおり、その返還を求める事案である。

(1) 過払金334万2166円、平成28年7月5日までの民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息98万7093円及び334万2166円に対する同月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息（原判決別紙計算書1-1及び1-2の取引〔以下「タイヘイ取引」という。〕に係るもの）

(2) 過払金94万4708円、平成28年7月5日までの民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息25万0583円及び94万4708円に対する同月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息（原判決別紙計算書2の取引〔以下「マルフク取引」という。〕に係るもの）

原判決が、被控訴人の請求を認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

被控訴人は、原判決言渡しの後、マルフク取引に係る不当利得返還請求（(2)）について控訴人から全部弁済を受けたとして、当審において、これを取り下げ、タイヘイ取引に係る不当利得返還請求（(1)）のみを維持して、主文2項のとおりに請求を減縮した。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の2及び3のうちタイヘイ取引に係る不当利得返還請求（前記1（1））関係部分のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁11行目の「貸金業の規制等に関する法律」の次に「。以下、同改正前の法律を『旧貸金業法』という。」を加え、同頁13行目の「当初の」から同行目末尾までを「タイヘイ取引」と、同頁18行目の「被告」を「ユニマット及び同社を吸収合併した控訴人」と各改める。

(2) 2頁20行目末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「(3) タイヘイ取引は、平成5年9月21日の15万円の貸付けから始まり、原判決別紙計算書1-1のとおり貸付けと弁済が繰り返され、約定利率が有効であるとすれば、平成14年2月28日の時点で貸付残高があることを前提にタイヘイからユニマットに債権譲渡され、その後、同計算書1-2のとおり貸付けと弁済が繰り返され、平成15年5月27日に61万4145円の弁済がされることによって、約定利率による債務が完済となったものと取り扱われている（ただし、同月6日の時点での貸付残高は既に61万4145円であるから、同月7日から最終弁済日である同月27日までの利息は発生しない扱いとされている。）。そして、同日の65万円の貸付けから別の取引が始まり、同計算書1-2のとおり貸付けと弁済が繰り返され、約定利率が有効であるとすれば、平成26年2月28日に2万8857円の弁済がされることによって約定利率による債務が完済とな

ったものと取り扱われている（甲1）。

タイヘイ取引のうち平成15年5月27日までの間の取引では、カードは発行されていないが、それはユニマットにおいてATMが導入されていなかったためである（乙18の2，弁論の全趣旨〔控訴人の平成28年9月27日付け準備書面(2)4頁〕）。

控訴人は、平成15年5月27日，同日までの間の取引の基本契約書を被控訴人宛郵便で発送して，被控訴人に返還した（乙18の1）。

平成15年5月27日までの間の取引は，定額リボルビング方式であり（乙18，弁論の全趣旨）；同日からの取引は元利定額残高スライドリボルビング方式である（乙1，19）。両者は，上記返済方式の違いのほか，融資極度額（前者が5.0万円〔最大で100万円〕，後者が200万円），貸付や返済の方法（前者が電話申込みによる会員指定の銀行口座への振込融資や口座への送金による返済，現金書留による送付による返済とされているのに対し，後者は銀行振込，ATM，店頭での借入や返済という方法である。）が異なるが，約定の貸付利率（年29.20%），遅延利率（年29.20%），返済日（毎月4日）は同じである（乙17，18の1・2，19）。

タイヘイ取引のうち平成15年5月27日からの取引について，同日，基本契約が締結され，65万円の貸付けがされたが，その際，控訴人は，被控訴人の収入を証明する書類を一切徴求していない（甲1，乙19）。」

(3) 3頁3行目冒頭から同頁7行目末尾までを次のとおり改める。

「タイヘイ取引に係る基本契約においては，利息は年29.20%（利息制限法所定の制限利率に引き直すと年18%）である旨及び被控訴人が債務の支払を1回又は一部でも怠ったときは，貸主からの通知催告なしに，貸主に対する一切の債務について期限の利益を喪失し，期限の利益を喪失した日の翌日から残元金に年29.20%（利息制限法所定の制限利率に引き直すと

年26.28%)の割合による遅延損害金を支払う旨が定められていた(乙1,乙5の1・2,乙17)。」

(4) 3頁9行目冒頭から同頁11行目末尾までを「控訴人は、平成28年8月24日の原審口頭弁論期日において陳述したものとみなされた同年7月28日付けの『被告CFJ答弁書兼送達場所上申書』(7~8頁)をもって、被控訴人に対し、タイヘイ取引のうち、平成15年5月27日までの間の取引に基づく不当利得返還請求権は、同日から10年が経過したことにより消滅時効が完成しているとして、消滅時効を援用する旨の意思表示をした(当裁判所に顕著な事実)。」と改める。

(5) 5頁11行目及び14行目の「貸金業法」をいずれも「旧貸金業法」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人のタイヘイ取引に係る不当利得返還請求(第2の1(1))は理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4のうちタイヘイ取引に係る不当利得返還請求(第2の1(1))関係部分のとおりであるから、これを引用する。

(1) 5頁21行目冒頭から6頁1行目末尾までを次のとおり改める。

「同一の貸主と借主との間で継続的に金銭の貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務について利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われていた部分(制限超過部分)を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、その後改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、

第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないものと解するのが相当である。そして、①第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、②第1の基本契約についての契約書の返還の有無、③借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、④第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、⑤第2の基本契約が締結されるに至る経緯、⑥第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるときには、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を第2の基本契約に基づく取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成18年(受)第2268号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁参照）。

これを本件についてみると、確かに、タイヘイ取引について、平成15年5月27日までの間の取引と同日からの取引は、別個の基本契約に基づくものと認められる（前記基礎となる事実(2)(3)）。

そこで、両取引が事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができ、平成15年5月27日までの間の取引により発生した過払金を同日からの取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと解することができるかについて判断するに、平成15年5月27日までの間の取引はタイヘイからユニマツトに債権譲渡がされた平成14年2月28日の後である平成15年3月4日から同年5月27日までは3か月足らずではあるものの、同日からの取引が始まったのは平成15年5月27日までの間の取引が終了した日であり、平成15年5月27日までの間の取引と同日

からの取引との間に時間的間隔が存在しないこと (①), 平成15年5月27日までの間の取引に係る基本契約書は返還されている (前記基礎となる事実(3)) が, 第1の取引の終了日と第2の取引の開始日とに時間的間隔がある場合には, 第1の取引に係る基本契約書を同取引の終了時に返還することが, 両者間の取引関係をいったん終了させるという意味合いを持つといえるのに対し, タイヘイ取引においては第1の取引の終了日に第2の取引が開始されていることから, 平成15年5月27日までの間の取引に係る基本契約書を返還したことが控訴人と被控訴人との取引をいったん終了させるという意味合いを持つとはいえないこと (②), 平成15年5月27日までの間の取引でカードが発行されていないこと (前記基礎となる事実(3)) (③), 平成15年5月27日までの間の取引の最終日と同日からの取引の開始日が同日であることから, 両取引の間に控訴人と被控訴人との接触が途絶えた期間が存在しないこと (④), 平成15年5月27日からの取引が事前の与信審査を経ないで始まっていることに加え, 同日からの取引における同日の貸付金65万円が約定利息が有効であることを前提に同日までの間の取引を完済する資金61万4145円に充てられているものと推認され (前記基礎となる事実(3)), 同日からの取引は同日までの間の取引の実質的な借換えであると評価できること (⑤), 平成15年5月27日までの間の取引と同日からの取引の各契約条件は, 前者の返済方式が定額リボルビング方式であるのに対し後者の返済方式は元利定額残高スライドリボルビング方式であるほか, 貸付金極度額, 借入や返済の方法が異なるものの, リボルビング方式である点では共通しており, また, 約定の貸付利率, 遅延利率及び返済日が同じであること (前記基礎となる事実(3)) (⑥) がそれぞれ認められることからすれば, 平成15年5月27日までの間の取引と同日からの取引は, 事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるというべきであり, 平成15年5月27日までの間の取引により発生した過払金を同日から

の取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと認めるのが相当である。」

(2) 6頁3行目冒頭から同頁6行目末尾までを次のとおり各改める。

「控訴人は、タイヘイ取引については平成16年1月4日の支払期日の支払を怠り、期限の利益を喪失していた旨主張する。

しかし、タイヘイ取引のうち平成15年5月27日までの間の取引と同日からの取引を一連の取引とし、利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、平成16年1月4日の時点では既に過払金が発生しており（原判決別紙計算書1-2）、弁済すべき債務が存在しないから、支払を怠って期限の利益を喪失するという事態は生じていない。

なお、証拠（甲4）によれば、被控訴人がタイヘイ取引において、約定利率が有効であるとすれば、平成15年4月4日の支払期日の支払を怠ったものと取り扱われていることが認められる。しかし、利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、平成15年4月4日の時点では既に過払金が発生しており（同計算書1-2）、弁済すべき債務が存在しないから、支払を怠って期限の利益を喪失するという事態は生じていない。」

(3) 6頁7行目冒頭から同頁17行目末尾までを削除し、同頁18行目の「4」を「3」と、同頁21行目の「貸金業法」を「旧貸金業法」と各改める。

2 以上によれば、タイヘイ取引を利息制限法所定の制限利率に基づき引き直し計算すると、原判決別紙計算書1-1及び同計算書1-2のとおりとなる。

そうすると、その余の点（争点③）について判断するまでもなく、当審における減縮後の被控訴人の請求は、理由があるからこれを全部認容すべきであり、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却すべきであり、なお、被控訴人は、当審において、前記第2の1のとおり請求を減縮したので、原判決主文1項は、本判決主文2項のとおりに変更されているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 池 田 光 宏

裁判官 榑 原 信 次

裁判官 寺 西 和 史

これは正本である。

平成29年5月19日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 園田 恭弘

